

令和2年5月29日（金）
津島市市長公室人事秘書課（市川、小坂井）
電話番号 0567-24-1124（ダイヤルイン）

<議案名> 議案34号 市長の給与の特例に関する条例の一部改正について

1 改正内容

新型コロナウイルス感染拡大による市民生活への影響に鑑み、令和2年7月1日から同年12月31日までの間において、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額します（減額割合 市長20/100、副市長及び教育長10/100）。

2 改正理由

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、条例の一部改正をするもの。

3 参考事項

(1) 給料減額に伴う影響額（令和2年7月1日から12月31日まで）

195万1,800円

(2) 特例期間中（令和2年7月1日から12月31日まで）の給料月額

職名	現行の給料月額	減額の割合	特例期間中の給料月額
市長	906,000円	100分の20	724,800円
副市長	761,000円	100分の10	684,900円
教育長	680,000円	100分の10	612,000円